

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第6号

令和6年12月1日現在における地方自治法第291条の6第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1並びに同項及び同条第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年12月5日

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会



記

- 1 請求権を有する者の総数の50分の1の数
87, 415
- 2 請求権を有する者の総数の3分の1の数
646, 338